

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aに関する弁護士加藤達夫、同羽田野節夫の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。また、本件公訴事実中、船舶安全法違反の事実については、上告趣意書に具体的な上告理由の記載がないから、同事実のみを公訴事実とする被告人B有限会社に関しては、上告趣意書は不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号、三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五八年六月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	橋	進
裁判官	木	下	忠 良
裁判官	鹽	野	宜 慶
裁判官	宮	崎	梧 一
裁判官	牧		圭 次